



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年10月25日金曜日 第2516号

### ◇ 目 次 ◇

林業用種苗生産事業者の登録..... (森林整備課) ... 853  
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... ( " ) ... 853  
 公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 854  
 公共測量の終了の通知..... ( " ) ... 854  
 都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)..... (都市整備課) ... 854  
 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正..... (建築住宅課) ... 854  
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 855  
 道路の区域変更(県道今治波方港線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 855  
 道路の供用開始(県道今治波方港線)..... ( " ) ... 855  
 道路の供用開始(県道大三島環状線)..... ( " ) ... 855  
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 856  
 土地改良区役員の住所の変更の届出..... ( " ) ... 856  
 道路の供用開始(県道松山伊予線)..... (中予地方局管理課) ... 856  
 指定道路の指定..... (南予地方局建築指導課) ... 856  
 道路の区域変更(県道八幡浜宇和線外)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 856

### 公 告

一般県道岩城弓削線岩城橋詳細設計委託業務..... (道路建設課) ... 857

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 858  
 政治団体の届出事項の異動の届出..... ( " ) ... 858  
 資金管理団体の届出..... ( " ) ... 858

### 公営企業公告

循環器対応超音波診断装置の購入..... (公営企業管理局総務課) ... 859

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1158号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
401	菅野武志	大洲市肱川町名荷谷71番地35	1 採取	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成		大洲市肱川町名荷谷

#### ○愛媛県告示第1159号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
 宇和島市津島町御内176から182まで、1678から1683まで、1690、1695、1697、1698、1703から1705まで、1707、1709から1720まで、1722、1723、1725、1836、1843から1847まで、1849から1885まで、1887から1893まで、1895の1、1895の2、1896の1、1896の2、1897の1、1897の2、1898から1907まで、津島町横川2164から21

- 71まで、2199の1、2199の2、2215から2221まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1160号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、法務省民事局松山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成に伴う基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成25年11月5日から  
平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市岩崎町一丁目、岩崎町二丁目、南町一丁目、南町二丁目、上市一丁目及び上市二丁目の全部

○愛媛県告示第1161号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1164号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により株式会社建築構造センターから構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成23年10月愛媛県告示第1252号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	
名 称	事務所の所在地	名 称	事務所の所在地
省略		省略	
神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号
省略		省略	
山陰事務所	省略	山陰事務所	省略

岡山事務所	岡山県岡山市北区丸の内二丁目12番20号
省略	
南九州事務所	鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号
省略	

省略	
南九州事務所	鹿児島県鹿児島市中央町9番10号
省略	

○愛媛県告示第1165号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-21)第15605号	平成21年8月5日	三星プラント(株)	横井 勝実	新居浜市多喜浜6-10-23	平成25年9月3日	土木事業 鋼構造物工事業 は装工事業	建設業の廃止(一部)
(般-21)第8660号	平成22年2月22日	(有)鈴木善次郎商店	鈴木 恭一	四国中央市土居町小林1185	平成25年9月12日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	今治波方港線	今治市杣田字高田乙662番1から 同市杣田字窪甲100番9まで	旧	メートル 6.0~14.4	キロメートル 0.273	
			新	14.4~34.4	0.273	

○愛媛県告示第1167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市杣田字高田乙662番1から 同市杣田字窪甲150番1まで	平成25年10月25日

○愛媛県告示第1168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方6800番2から 同町宗方6815番2まで	平成25年10月25日

"	"	今治市大三島町宗方6824番2から 同町宗方6837番2まで	"
---	---	-----------------------------------	---

○愛媛県告示第1169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年10月25日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	相 原 茂 樹	東温市吉久2761番地1

○愛媛県告示第1170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夫婦山土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成25年10月25日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	西 崎 伸 承	松山市上伊台町744番地	松山市上伊台町744番地1

○愛媛県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川北一丁目52番7	平成25年10月25日

○愛媛県告示第1172号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年10月25日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成25年10月17日

3 指定道路の位置

西予市宇和町坂戸592番1の一部及び593番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 73.59メートル

(2) 幅員 4.80メートル

○愛媛県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市五反田2番耕地1428番1地先から 同市五反田2番耕地1424番1まで	旧	メートル 9.4~20.6	キロメートル 0.154	
			新	9.8~29.7	0.154	
"	八幡浜三瓶線	八幡浜市五反田2番耕地1424番1から 同市五反田2番耕地1338番94まで	旧	8.7~21.0	0.195	
			新	10.4~21.4	0.195	

公 告

○ 公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成25年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

一般県道岩城弓削線岩城橋詳細設計委託業務

(2) 業務内容

一般県道岩城弓削線岩城橋詳細設計委託業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期限

平成27年2月28日

2 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「その他」について平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次に掲げる要件を全て満たすもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(4) 技術提案書の受領の期限の日から起算して過去15年間に支間長が200メートルを超える橋梁の詳細設計業務の実績を有する者であること。

(5) 次の要件を全て満たす管理技術者及び照査技術者を配置することができる者であること。

ア 技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）に係るものに限る。）若しくはRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）に係るものに限る。）の資格を有する者又はこれに準ずる者であること。

イ 技術提案書の受領の期限の日から起算して過去15年間に支間長が200メートルを超える橋梁の詳細設計業務の実績を有すること。

3 技術提案書の提出者を選定するための項目

(1) 参加表明書の提出者の実績

(2) 配置予定技術者の資格、実績及び手持ち業務の状況

(3) 業務の実施体制

4 技術提案書を特定するための評価項目

(1) 提出者の実績

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

(2) 配置予定技術者の経験及び能力

配置予定技術者の資格、実績及び手持ち業務の状況

(3) 業務の実施体制

企業内における業務を実施する組織及び連携の取組の状況

(4) 業務の実施方針等

1で示した業務に関する理解度及び実施手順、工程計画等の妥当性

(5) 技術提案

評価テーマに関する技術提案の的確性、実現性及び独創性

(6) コスト

業務コストの経済性

5 手続等

(1) 担当部局

愛媛県土木部道路都市局道路建設課橋梁係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2715

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成25年10月25日（金）から11月11日（月）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期間

平成25年11月11日（月）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期間

平成26年1月14日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県土木部道路都市局道路建設課橋梁係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2715

(4) その他

詳細は、説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Detailed design work on the Iwagi Bridge ( General Prefectural Road Iwagi Yuge Line )
- (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 11 November 2013  
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m.,

14 January 2014

- (3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Bridge Section , Road Construction Division , Road and City Planning Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2715

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年10月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
宇都宮むねやす後援会	宇都宮 宗 康	村 田 泰 志	大洲市柚木1035 - 8	平成25年 9月20日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年10月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
西条一心の会	会 計 責 任 者	福 應 源 輝	白 石 浩 司	平成25年 9月 2日	
国際勝共連合愛媛県本部	主たる事務所の所在地	新居浜市若水町2 - 3 - 1072	新居浜市泉池町4 - 164	平成25年 9月 3日	
頑張れ日本！全国行動委員会・愛媛県本部	会 計 責 任 者	平 野 忠 彦	堀 江 賢 治	平成25年 9月 9日	
四国税理士政治連盟愛媛県支部	会 計 責 任 者	徳 井 廣 志	河 内 泉	平成25年 9月 9日	
民主党愛媛県第4区総支部	代 表 者	都 築 旦	永 江 孝 子	平成25年 9月11日	政党の支部
自由民主党伊予市支部	主たる事務所の所在地	伊予市下三谷1631	伊予市下吾川1568 - 1 - 2	平成25年 9月19日	政党の支部
	代 表 者	日 野 健	平 岡 一 夫		

○愛媛県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成25年10月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
宇都宮 宗 康	大洲市議会議員	宇都宮むねやす後援会	大洲市柚木1035 - 8	宇都宮 宗 康	平成25年 9月20日

## 公営企業公告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年10月25日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

循環器対応超音波診断装置の購入

## (2) 購入物品名及び数量

循環器対応超音波診断装置 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

## (3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 納入期限

平成26年2月12日(水)まで

## (5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

## (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)8<sup>(1)</sup>又は<sup>(2)</sup>の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出方法等

## (1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

## (2) 入札書の受領期限

契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>

## (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成25年11月20日(水)午後5時00分まで。

## (4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成25年12月4日(水)から平成25年12月6日(金)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、12月6日は午前9時59分まで))。

紙入札による場合は、平成25年12月6日(金)午前9時59分まで。

## (5) 開札の日時及び場所

平成25年12月6日(金)午前10時00分

愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

## (6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年11月20日(水)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

## (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及

び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3<sup>(6)</sup>に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Cardiovascular ultrasound imaging equipment system , 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 6 December 2013

(3) For further information , please contact: Property

Management Section , General Affairs Division , Public

Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural

Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime

790 8570 Japan

TEL 089 912 2794